3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村長島三六の一、三七、三八の一、四六、四七の二、五〇、五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下市町大字長谷七七八の一九から七七八の二二まで、七七八の四〇、川上村大字大滝七八七、七八八、七九二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字浦向一一五一、一一五二、一一六二から一一六四まで、一一六九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字浦向一一五一・一一五二・一一六三・一一六九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百二十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1061	日立　ZX225US　RTC－3	4HK1XDI　A	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NV－1062	日立　ZX135T　F－3	4JJ1XDJ　A	〃	〃

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百二十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1063	ウオタニ　UT－100K－Ⅲ	4JJ1XDI　A	魚谷鉄工株式会社	奈良県五條市大飼町35番地
NV－1064	ウオタニ　AK－5	4HK1XDI　A	〃	〃

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百二十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1065	イワフジ　U－3C　G	V3307－DI－T－KDN	イワフジ工業株式会社	岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西5番地1
NV－1066	イワフジ　U－4C	V3800－DI－TI－KDP	〃	〃
NV－1067	イワフジ　U－4C　G	〃	〃	〃